

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
1	業務要求水準書(案)	3	3	(7)			震災対策等の安全・安心を考慮した施設であること	文中、耐火・耐震に優れた施設とあります。耐震については重要度係数による水準が示されておりますが、耐火についての水準をお示しください。	建築基準法の規定に基づくことを想定しています。
2	業務要求水準書(案)	6	3				整備対象施設の概要	本館棟の延床面積がH25年11月の実施方針時より700㎡小さくなっていますが、面積を縮小された理由についてご教示ください。	必要面積を精査したためです。
3	業務要求水準書(案)	8	第2	4	(4)	イ(ア)	埋蔵文化財について	第一事業用地の一部敷地における埋蔵文化財については工事立会いのみとのことですが、万一、工事施工中に予想以上に貴重な遺跡が出現し、教育委員会等により工事中断及び工期遅延を余儀なくされるとの判断に至った場合のリスクは、貴県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	業務要求水準書(案)	8	第2	4	(4)	イ(イ)	土壌汚染について	第一事業用地における土壌汚染は一部を除いて「無い」とのことですが、万一、工事施工中に予想外の土壌汚染が出現した場合の工事中断及び工期遅延リスクは貴県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	業務要求水準書(案)	8	第2	4	(4)	イ(ウ)	緩衝緑地帯	薬草園の維持管理は施工期間中も実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	業務要求水準書(案)	8	第2	4	(4)	イ(ウ)	第一事業用地	緩衝緑地帯の維持管理の業務水準について明示お願いいたします。	雑草や樹木等が近隣に影響を及ぼさない程度の水準とします。
7	業務要求水準書(案)	8	第2	4	(4)	イ(ウ)	東電の地役権について	第一事業用地東側の緩衝緑地帯(薬草園)に関する記述において、「東京電力に対する地役権が設定されていることに留意すること」とありますが、何らかの電気設備が設置されているのでしょうか。また、具体的にはどのような留意点がありますでしょうか。	地役権の位置については、図面を入札公告までに公表します。この地役権は、送電線路保持のために設定されています。
8	業務要求水準書(案)	8	第2	4	(4)	イ(ウ)	薬草園について	「薬草園の一部については、東京電力株式会社に対する地役権が設定」とありますが、①地役権が設定されている位置、②地役権の内容について、ご教示ください。	No7をご覧ください。
9	業務要求水準書(案)	9	第2	4	(4)	ウ	献血ルーム	「日本赤十字社が独自に整備する予定である。したがって、本事業の設計や工事に当たっては当該施設については考慮を要しない。」とありますが、日本赤十字社はどのタイミングで工事を行うのでしょうか。	現時点では未定です。事業開始後に工期等に関する調整が必要になる可能性があります。
10	業務要求水準書(案)	10	第3	1	(2)	イ(エ)	整備施設に関する事項	「業務の拡大が可能な施設の整備」とありますが、事業期間中に業務の拡大が実施された場合には、これに係る維持管理業務費の増分は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	業務要求水準書(案)	11	第3	1	(2)	イ(エ)	フレキシビリティーの確保	「業務の拡大が可能な施設の整備」とありますが、増改築も含むとの理解でよろしいでしょうか。	増改築は想定しておりません。
12	業務要求水準書(案)	11	第3	1	(2)	イ(キ)	防災機能の確保	災害用等断水時に使用可能なトイレ設備とは、33pに記載のピット及び災害用トイレの備蓄でよろしいでしょうか。	マンホールトイレを想定しています。詳細は入札公告時に示す予定です。
13	業務要求水準書(案)	11	第3	1	(2)	イ(キ)	防災機能の確保	災害時の食料、飲料水等の備蓄は発注者の対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	業務要求水準書(案)	11	第3	1	(2)	イ(キ)	整備施設に関する事項	「災害用トイレ」を使用した場合の清掃、汚物処理等の維持管理業務及び消耗品は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	業務要求水準書(案)	11	第3	1	(2)	イ(キ)	整備施設に関する事項	「災害用トイレ」は何名対応と想定すればよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)p.33d(排水設備)のとおり、200名程度の想定とします。
16	業務要求水準書(案)	12	第3	1	(4)	ア(ウ)	設計内容の協議等	「バーチャル画像等を取り入れること。」とありますが、バーチャル画像等とは、何を指しますか。	設計図面を3次元化し、パソコン上であらゆる角度からの可視化を可能とすることで、現実に近い感覚で立体的に建物のイメージを把握するものを指します。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
17	業務要求水準書(案)	13	第3	1	(4)	オ (ア)	b 説明資料 コスト縮減検討書	コスト削減を検討した場合のサービス購入費との関係をご教示ください。	コスト削減内容に応じて判断します。
18	業務要求水準書(案)	13	第3	1	(4)	オ (ア)	b 説明資料 採用設備計画比較検討書	空調設備、受変電設備以外に想定している比較表がありますか。	現時点ではありません。詳細は、県と事業者が別途協議のうえ決定する予定です。
19	業務要求水準書(案)	13	第3	1	(4)	オ (ア)	b 説明資料 設計図書の補足説明資料	どの程度の補足説明資料で、どんな項目まで必要でしょうか。ある程度の条件を設けなければ、全ての要求を熟す必要が出るため質問させていただきます。	通常の基本設計業務で求められる程度の内容(立面図、断面図等を含む)を想定しています。
20	業務要求水準書(案)	15	第3	1	(4)	カ (ア)	e 説明資料 設計図書の補足説明資料	どの程度の補足説明資料で、どんな項目まで必要でしょうか。ある程度の条件を設けなければ、全ての要求を熟す必要が出るため質問させていただきます。	通常の実施設計業務で求められる程度の内容(立面図、断面図等を含む)を想定しています。
21	業務要求水準書(案)	19	第3	1	(6)	イ (ア)	図1 日赤について	P.9 ウに日本赤十字社の二俣川献血ルームの代替施設は第一事業用地に隣接して確保する約500㎡の用地に・・・となっていますが、図1では第一事業用地内の表現になっております。どちらが正でしょうか。第一事業用地内が正であれば、想定位置をご教示下さい。	p.9ウのとおり、第一事業用地に隣接した用地となります。P.19の図1を訂正します。
22	業務要求水準書(案)	19	第3	1	(6)	イ (ア)	図1 施設の構成と人・車両の動線	図中、日赤が第一事業用地に含まれますが、第一事業用地には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	No21をご覧ください。
23	業務要求水準書(案)	25	第3	1	(6)	エ (オ)	b 仕上計画	資料10必要諸室及び仕様リスト本館棟1階)封緘室に、「封入封緘機は著しい音が発生するため遮音措置を講ずる」とありますが、封入封緘機が発生する騒音レベルを数値でご指示ください。	80dB程度の封入封緘機を2台設置することを想定しています。
24	業務要求水準書(案)	25	第3	1	(6)	エ (オ)	b 仕上計画 講習室等の遮音	講習室等の遮音性のレベルについてご指示ください。	事業者の提案に委ねます。
25	業務要求水準書(案)	25	第3	1	(6)	エ (オ)	b 仕上計画	事務室内等に配置する造りつけ物入れ(埋め込み式)はどのような用途で利用されるものか具体的にご教示ください。	書棚としての利用を想定しています。
26	業務要求水準書(案)	26	第3	1	(6)	カ (ア)	一般事項	広域避難場所としての防災機能を求められていますが、備蓄倉庫などの整備も必要とされるのでしょうか。必要となる場合はそのスペースをご教示下さい。	防災備蓄庫の整備は不要です。
27	業務要求水準書(案)	26	第3	1	(6)	カ (ア)	設備計画 一般事項	災害時の広域避難場所としての防災機能を確保することとありますが、具体的な必要設備等についてご指示ください。	業務要求水準書(案)p25の耐震性能やp27の自家発電設備など、業務要求水準書(案)に規定したものが対象となります。
28	業務要求水準書(案)	26	第3	1	(6)	カ (ア)	表7 サーバーの寸法	表7の「免許作成用サーバー」と「ファイリングサーバー」「採点サーバー」の寸法をご指示ください。 またそれらが2セット入ると考えればよろしいでしょうか。	「免許作成用サーバー」と「ファイリングサーバー」「採点サーバー」は2セット整備してください。寸法は未定ですが、表10の諸室面積を満足していれば問題ありません。
29	業務要求水準書(案)	27	第3	1	(6)	カ (イ)	b 自家用発電設備	自家発電設備の必要稼働時間を設定されていたら、ご教示下さい。	72時間を想定しています。なお、燃料タンクについては既存のものも活用する予定なので、当該自家発電設備用として12時間分を備蓄可能な規模で結構です。詳細は入札公告時に示す予定です。
30	業務要求水準書(案)	27	第3	1	(6)	カ (イ)	b 自家用発電設備	自家用発電機の運転時間は、何時間を想定していますか。	No29をご覧ください
31	業務要求水準書(案)	28	第3	1	(6)	カ (イ)	c 静止型電源設備	停電時対策として直流電源装置を設置することとありますが、負荷用途としては非常照明用と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	業務要求水準書(案)	28	第3	1	(6)	カ (イ)	c 静止型電源設備	サーバー関係とは具体的に何を想定されていますか。	業務要求水準書(案)p26、表7の機器を想定しています。
33	業務要求水準書(案)	28	第3	1	(6)	カ (イ)	c 静止型電源設備	セキュリティや中央監視への接続は必要でしょうか。	必要です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
34	業務要求水準書(案)	28	第3	1	(6)	カ (イ)	f 電灯設備	資料10必要諸室及び仕様リスト(本館棟4階)の諸室に風力発電機室とありますが、風力発電装置は設置するのでしょうか。	風力発電装置は不要とします。資料10から削除します。
35	業務要求水準書(案)	29	第3	1	(6)	カ (イ)	h 構内情報通信設備	引き込み線は、通信事業者毎に引き込みとありますが、何社程度を想定されていますでしょうか。	5社程度を想定しています。
36	業務要求水準書(案)	29	第3	1	(6)	カ (イ)	i 電話設備	当該項目記載の文言及び資料10「必要諸室及び仕様」から推測するに、電話設備と警察電話設備とは別物との理解でよろしいでしょうか。その場合、警察電話用の配線用空配管・呼び線・ノズルプレートの設置が必要な個所を資料10に追加で明示願います。	電話には警察で使用する警察専用電話(警察電話設備を含む)とPFI事業者事務室等で使用する一般加入電話があり、これらを設置するために必要となる設備を電話設備としています。 よって、電話コンセントには、この電話が設置できる設備が必要となります。
37	業務要求水準書(案)	29	第3	1	(6)	カ (イ)	i 電話設備	警察電話については、電話線敷設工事も含め、事業者以外の他の業者が整備するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	業務要求水準書(案)	30	第3	1	(6)	カ (イ)	j 放送設備	資料10必要諸室及び仕様リスト本館棟1階)意見の聴取・聴聞待合室に、「説明が聞き取りやすい設備を備える」とありますが、拡声設備を設置することでしょうか。	ご理解の通りです。
39	業務要求水準書(案)	31	第3	1	(6)	カ (イ)	p 監視カメラ設備	監視カメラ設備を使つての、「監視」業務は、県が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)p52の6(2)アのとおり、開庁時間内は事業者が実施し、開庁時間外と閉庁日は県が実施します。
40	業務要求水準書(案)	31	第3	1	(6)	カ (イ)	q 防犯・入退室管理設備	セキュリティ設備(非接触キーなど)の運用(入退室許可情報書き換え、操作等)は県が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	業務要求水準書(案)	31	第3	1	(6)	カ (イ)	q 防犯・入退室管理設備	「屋外からの出入り口及びセキュリティ管理をする室等に非接触キーによる電気錠を設置すること。」とありますが、運用に対してイニシャルで非接触キーを何枚用意すればよろしいでしょうか。	600枚を想定していますが、入札公告時に示す予定です。
42	業務要求水準書(案)	31	第3	1	(6)	カ (イ)	q 防犯・入退室管理設備	資料10「必要諸室及び仕様」に示す重要諸室については、生体認証による入退室管理とすることが要求されています。一方、資料10「必要諸室及び仕様」14ページに記載されている技能試験待合室、試験官室及び車両整備事務室には重要諸室欄に○が付されていますが、特記事項に生体認証が必要とは書かれていません。当該3室に生体認証が必要でしょうか。	技能試験待合室、試験官室及び車両整備事務室には生体認証は不要とします。資料10を修正します。
43	業務要求水準書(案)	31	第3	1	(6)	カ (イ)	q 防犯・入退室管理設備	非接触カードリーダー及び生体認証が必要な諸室は入室と退室の両方の設置となりますでしょうか。	資料21のクラス2とクラス3に該当する諸室は入室と退室の両方の設置となります。クラス1に該当する諸室については入室のみの設置となります。
44	業務要求水準書(案)	32	第3	1	(6)	カ (イ)	v 窓口表示システム w 学科試験・合格発表システム、講習システム x 案内表示システム	窓口表示システム、学科試験・合格発表システム、講習システム、案内表示システム、について、各コンテンツデータの入力作業等のシステム運用は県側で行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	業務要求水準書(案)	34	第3	1	(6)	カ (ウ)	g 昇降機設備	本館棟の来場者用・職員用エレベーターの設置台数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	業務要求水準書(案)	34	第3	1	(6)	カ (ウ)	g 昇降機設備	エスカレーターは、2階ホールから全ての階に、上り・下りでつなげるとの理解でよろしいでしょうか。	3階と4階はエスカレータでつなげないことを条件とし、その他の階については事業者提案に委ねます。
47	業務要求水準書(案)	35	第3	1	(6)	キ (サ)	連絡通路(跨道橋)の計画	通路の路面からの高さ5.5m以上とは、市道路面からの建築限界を示していることで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	業務要求水準書(案)	35	第3	1	(6)	キ (ソ)	連絡通路(跨道橋)の計画	「将来の維持管理計画を作成し提出」とあるのは横浜市道路局との協議の際に必要な事柄でしょうか。	ご理解の通りです。
49	業務要求水準書(案)	36	第3	1	(6)	ク (イ)	車両動線について	駐車場の出入り口について、荷捌き用車両等は、第一事業用地北側道路(試験場通り)からの出入り口を設けることは可能でしょうか。	荷捌用車両と公用車については、歩行者の安全等を確保したうえで、北側の試験場通り側に出入りを設ける提案も可能とします。南側については、周辺住宅地への車両の進入等が懸念されることから不可とします。なお、北側の試験場通り側に出入りを設けることについては、関係機関との事前の協議等は実施していないことにご留意ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
50	業務要求水準書(案)	36	第3	1	(6)	ク (イ)	駐車場・駐輪場	違反者講習用駐車場、業務用駐車場及び荷捌用駐車場については、一般利用者駐車場と区分するとありますが、「違反者講習用駐車場」利用者からは駐車料金を徴収しないことでよろしいでしょうか。	「違反者講習用駐車場」とは、違反者講習に使用する車両の駐車場を意味することから、駐車料金は徴収しません。「違反者講習用駐車場」の定義は入札公告時に示す予定です。
51	業務要求水準書(案)	36	第3	1	(6)	ク (イ)	駐車場・駐輪場	一般利用者駐車場は、有料駐車場システムを導入することとありますが、違反者講習用・業務用・荷捌き用・二輪車駐輪場・自転車駐輪場は無料との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。違反者講習用駐車場については、No50をご覧ください。
52	業務要求水準書(案)	37	第3	1	(6)	ク (イ)	駐車場・駐輪場	表9に記載の違反者講習用駐車場と業務用駐車場は「資料17」で記載の第一事業用地保有車両を示すことで宜しいでしょうか。また表9の台数を確保することで宜しいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
53	業務要求水準書(案)	36	第3	1	(6)	ク (イ)	駐車場・駐輪場	駐車場等における放置自動車及び放置自転車等について、その対処方針とリスク区分をお示ください。	放置自動車と放置自転車の撤去は県が自らの費用負担で実施する予定です。
54	業務要求水準書(案)	40	第3	2	(2)	ア	業務期間(建設期間)	雨水貯留槽の所有権移転が、本館棟や待合棟の所有権移転後に行われるものとされていますが、雨水貯留槽の建設は、本館棟や待合棟の整備が完了した後で着手するもので良いと理解してよろしいでしょうか。また、その場合の工程について、横浜市道路局河川管理課の了解は得られているものと考えてよろしいでしょうか？「資料14 許認可取得等に係る関係機関との事前協議結果」には、これら工程に係る記述はありません。	第一事業用地(旧がんセンター)に整備する雨水貯留槽は、本館棟等の建設業務及びその関連業務として実施し、平成31年2月1日までに所有権移転を完了させることが条件です。業務要求水準書に追記します。
55	業務要求水準書(案)	41	第3	2	(3)	ア (キ)	近隣調査・準備調査等	「着工に先立ち、近隣住民との調整を十分に行い、近隣の理解及び安全を確保する。また、工事工程等についての了解を得ること。」とありますが、近隣住民との調整等には県は関与せず、事業者のみで実施するものでしょうか。	事業者の要請に応じて、県も最大限協力します。
56	業務要求水準書(案)	41	第3	2	(3)	ア (ウ)	住民説明・同意	「事業の前提となる事柄に関する近隣地区住民への説明及び調整・同意の取り付け等は、事業者が実施する。」とありますが、この事業者とは、発注者である神奈川県との理解で宜しいでしょうか。事業に際しての住民同意等は事業者(本案件の場合は神奈川県)の最も重要な事項であると存じます。	事業者とはPFI事業の選定事業者を意味します。
57	業務要求水準書(案)	42	第3	2	(3)	ア (ク)	b 解体工事	旧がんセンターに係る解体工事範囲については、旧衛生研究所渡り廊下及び基礎等とされていますが、施設整備に影響しない杭等の撤去は行わなくても良いものでしょうか。	事業者の判断と責任において撤去不要と判断される場合は、撤去は行わなくとも良いこととします。
58	業務要求水準書(案)	42	第3	2	(3)	ア (ク)	b 解体工事	第二事業用地の建築物・解体する建物に付随する工作物(基礎、杭及び埋設配線・配管等を含む)をすべて撤去することとありますが、業務要求水準書(骨子)に関する質問回答書No.6において、解体時に施設整備に影響しない障害物は存置してもよいかとの質問回答が「ご理解の通り」となっています。施設整備に影響しなければ、存置してもよいのでしょうか。	ご理解の通りです。
59	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア (ク)	b 解体工事	資料28「現施設のアスベスト調査結果」を参照し、さらにアスベストの追加調査の実施とは、どのようなことを想定されていますでしょうか。また、要求水準書(骨子)の質問回答No.7の回答では、追加調査の結果の新たな撤去費用は実費精算とありますが、この場合も追加調査費用の精算の記述がありませんので、想定を費用計上する必要がありますので回答願います。	追加調査の必要性和実施方法は事業者提案とします。なお、事業開始後、事業提案になかったアスベスト調査を追加で実施した場合、撤去すべきアスベストが発生した場合は、撤去費用とともに調査費用についても、合理的な範囲で県が負担します。
60	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア (ク)	b 解体工事	PCB含有機器について現況をお示ください。また、保管中のPCB廃棄物並びにその他特別管理産業廃棄物があればお示ください。なお、これらについては所有者による管理及び廃棄が必要かと思料いたします。	PCB含有機器として現時点で把握しているものではありませんが、電気設備の一部に含有している可能性があります。保管中のPCB廃棄物等はありません。
61	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア (ク)	b 解体工事	PCBの含有が認められた場合は、適切に対応することとありますが、敷地内に保管することと考えて宜しいでしょうか。また処理を行う場合の処理費は県負担と考えて宜しいでしょうか。	敷地内に保管することを想定していますが、当該時点で判断する予定です。なお、処理を行う場合の処理費は県が負担します。
62	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア (ク)	b 解体工事	PCB含有物の存在が認められた場合、関連法令に基づいて、新規保管の場合には特別管理産業廃棄物責任者設置等の届出、また、運搬・保管場所移転報告等を行う場合にはPCB廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があると理解しておりますが、これらはいずれも所有者である貴県が直接行う必要があるものと理解しております。事業者求められる「適切な対応」とは具体的にどのような業務内容でしょうか。	現時点では具体的な内容は想定しておりませんが、運搬・保管場所移転など関連法令に基づき県が実施すべき内容については含まれません。
63	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア (ク)	d 造成工事	発生残土の受け入れ先が示されておりますが、貴県指定以外の受け入れは認められないという事でしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
64	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア(ク)	e 備品整備業務	現有備品の再利用を行うにあたり、同じ設置場所に新設備品と混在する場合を想定しますと、レイアウト計画はもちろん再利用備品を設置する諸室の計画は困難を極めるものと思料いたします。したがって、どうしても再利用が必要であれば、資料29-3「引越し備品リスト」には再利用備品の種類や数量、寸法・仕様を細かく提示願います。	入札公告時に示す予定です。
65	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア(ク)	e 備品整備業務	附帯事業において使用する備品は事業者負担とありますが、一般来場者が自由に利用できる飲食喫茶施設に設置するテーブル・椅子は県負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解通りです。資料29-2の飲食喫茶施設の特記事項に記載のテーブルと椅子は、備品整備業務の対象であり、サービス購入料の支払対象となります。
66	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア(ク)	f 引越し支援業務	引越し支援業務にかかる内容、準備事項などがイメージできず事業費の算定が困難です。調整する内容、調整する頻度、家具・什器の配置の調整、レイアウト図等の作成、引越日の日数等の具体的な内容についてご教示いただけないでしょうか。	引越しを行う入居団体等の調整、運搬物品のリストアップ、運搬物品のダンボール箱等への梱包、日程調整などについては、県側で実施することになります。事業者には、荷物の運搬等を行っていただきます。
67	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア(ク)	f 引越し支援業務	当該業務はあくまでも「補助作業」とのことですが、「具体的には」以下について、「引越し備品リストに示す備品等の運搬作業」並びに「県が廃棄する備品等の現本館・現交通反則センター・現放置違反金センターの三か所から敷地内の県指定場所への運搬作業」との記載は、いずれも事業者が行うものと読めてしまいます。実際には、これらは別途貴県が発注する業者が行うもので、事業者の行う「補助作業」とは、「引越し備品搬入時の動線確保や養生補助」並びに「廃棄備品集積場所の確保」を指すものという理解でよろしいでしょうか。	「引越し備品リストに示す備品等の運搬作業」並びに「県が廃棄する備品等の現本館・現交通反則センター・現放置違反金センターの三か所から敷地内の県指定場所にまとめるための運搬作業」は、いずれも事業範囲に含まれます。なお、資料29-3の引越し備品リストについては、主な物品毎の寸法について、可能は範囲で追記することを検討します。
68	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(3)	ア(ク)	f 引越し支援業務	引越し作業はどのくらいの日数・期間で行う想定か、御教示願います。	供用開始日の1ヶ月前から供用開始日までの間の数日に実施する予定です。
69	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア(ク)	f 引越し支援業務	引越し支援業務にて運搬した備品については維持管理・運用支援業務開始後については台帳作成等の管理対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(3)	ア(ク)	f 引越し支援業務	現交通反則センター、現放置違反金センターからの引越し支援を含むとありますが、現交通反則センター、現放置違反金センターの廃棄備品の県指定場所への移動は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No67をご覧ください。
71	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(3)	ア(ク)	f 引越し支援業務	「現施設における各種業務の定休日(土曜日・祝日・休日)、及び別途県が指定する平日の17時15分以降も実施すること」とございます。近隣対策は事業者側のリスクとなっておりますが、貴県が指定する当該箇所につきましては、貴県のリスクと理解してよろしいでしょうか。	運搬作業等に伴う近隣対策に係るリスクは運搬の対象物品の数が限られていることから想定はしておりませんが、運搬に係る事故等に対する苦情に係るリスクは事業者負担とします。
72	業務要求水準書(案)	47	第3	2	(3)	ウ(イ)	工事期間中の環境保全	建設発生残土はできる限り埋め戻し等で再利用することとありますが、第一事業用地の駐車場整備を第二事業用地の造成整備終了まで引き延ばせるともあります。これは、第二事業用地の発生残土を駐車場造成に利用することを可能としているとの解釈でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
73	業務要求水準書(案)	47	第3	2	(3)	ウ(イ)	工事期間中の環境保全	第二事業用地の造成整備終了まで駐車場整備を引き延ばした場合、新本館棟運用開始時にはPFI事業内では駐車場がないこととなります。新本館運用開始から駐車場引渡し迄は駐車場管理業務は当事業に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	業務要求水準書(案)	49	第4	1			業務の対象	「一般備品管理業務」の記載がありますが、実施方針修正箇所(新旧表)No1より業務対象外とすることで宜しいでしょうか。	事業範囲に含まれます。対象は、資料29-1の右端列(一般備品管理対象(更新・備品))に●を付したものです。
75	業務要求水準書(案)	49	第4	1			業務の対象	一般備品管理業務については、実施方針修正箇所(新旧表)において、削除されていますが、PFI事業者の業務範囲について、ご教示ください。	No74をご覧ください。
76	業務要求水準書(案)	49	第4	1			業務の対象	業務の対象に警備監視業務が含まれていませんが、警備監視に関する業務はすべて、県が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)p.52、6(2)アの中央監視業務の一部として、監視カメラ設備、防犯・入退出管理設備等の保守管理、監視、操作及び記録並び不法侵入者等が発見された場合は直ちに急行し、確認の上、連絡等適切な対応を求めます。なお、開庁時間外と閉庁日は県が対応します。
77	業務要求水準書(案)	49	第4	1			業務の対象	業務の対象に警備監視業務が含まれていませんが、機械警備は、無しあるいは県が実施するものと考えてよろしいでしょうか	No76をご覧ください。
78	業務要求水準書(案)	50	第4	2	(4)		長期の維持管理計画	本事業の事業期間終了前に、建築物の大規模修繕を含む事業期間終了後の長期の維持管理計画について、その内容と金額等について提案すること。」とありますが、事業期間終了から何年分の計画をご提案すればよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
79	業務要求水準書(案)	50	第4	4	(1)		業務の実施	修繕等について、事業者の責任範囲である場合があると記載されていますが、具体的な例示をお願いします。	修繕等の範囲の詳細は入札公告時に示す予定です。
80	業務要求水準書(案)	52	第4	6			点検・保守・経常修繕業務	経常修繕とは破損部分の修理や取替など、日常的に行われる小規模な修繕や緊急時に対応する修繕ということでしょうか？ 経常修繕の一例①雨漏りの部分補修②水漏れ事故などの応急的修繕③照明器具や各種機器の部品交換④設備の軽微な破損部分の補修⑤給水ポンプなど設備の不具合への対応	ご理解の通りです。
81	業務要求水準書(案)	52	第4	6	(1)	ア	業務対象施設	点検・保守・経常修繕業務の対象として「本事業により整備する什器・備品等を含む」とありますが、一方で一般備品管理業務としても什器・備品を保守管理(修繕・更新等)することになっており、重複しているようにも読めます。什器・備品に関する「点検・保守・経常修繕業務」と「一般備品管理業務」の違いをご教示ください。	什器備品は「点検・保守・経常修繕業務」の対象外とします。業務要求水準書で修正します。
82	業務要求水準書(案)	52	第4	6	(1)	ア	点検・保守・形状修繕の業務対象施設	当該業務対象に「什器・備品等を含む」とありますが、p59記載の「一般備品管理業務」に規定の資料29-1の表中に指定された備品を指すという理解でよろしいでしょうか。	No81をご覧ください。
83	業務要求水準書(案)	52	第4	6	(2)	ア	中央監視業務	開庁時間内、保安室には当該業務を行う人員と発注者側で実施する警備業務の人員が常駐するという理解でよろしいでしょうか。	開庁時間内は、県の保安員は保安室に立ち寄り、一定時間滞在することはありますが、常駐はしない予定です。
84	業務要求水準書(案)	52	第4	6	(2)	ア	中央監視業務	開庁時間内、保安室に発注者側の人員は何名程度常駐予定でしょうか。	開庁時間内は、県の保安員は保安室に常駐せず、庁舎内に2名程度配置する予定です。
85	業務要求水準書(案)	52	4	6	(2)	ア	中央監視業務	監視業務を開庁時間内と開庁時間外及び閉庁時で事業者と貴県で業務分割する理由をご教示願います。	閉庁時には、県の職員が宿直するため、当該職員が中央監視業務を行うことが効率的と考えられるためです。
86	業務要求水準書(案)	52	第4	6	(2)	ウ	定期保守点検業務	専門業者に委託する定期保守点検について土曜日日に実施することは可能でしょうか。	県が行う運転免許試験業務等に支障がなければ可能です。
87	業務要求水準書(案)	53	第4	6	(2)	オ	修繕業務	大規模以外の修繕・更新(空調の更新等)のことを指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	業務要求水準書(案)	53	第4	6	(2)	オ	修繕業務	要求水準では、設備更新は大規模修繕とは位置づけられていませんが、大規模修繕業務同様に予測が困難であり、予防保全を第一とする場合、設備についても、屋上防水や建物外壁等と同じく、大規模修繕の業務範囲とされるお考えはありますでしょうか。	設備更新は大規模修繕に位置付けます。業務要求水準書にて修正します。
89	業務要求水準書(案)	53	第4	6	(2)	オ	修繕業務	ICT関連の技術進化は著しく、短期間でソフトウェアが陳腐化してしまいます。特に中央監視、監視カメラ、防犯・入退室管理、窓口表示、合格発表システム、案内表示等はシステムにOSやソフトが含まれており、OS等のバージョンアップに伴うシステム全体の更新により、機器の更新が必要となる場合が想定されます。このような理由による機器更新は予測不可能なため、維持管理業務の範囲外としていただくことは可能でしょうか。	維持管理業務には含みますが、OS等のバージョンアップに伴うシステム全体の更新が生じた場合は、当該更新費は別途県負担します。
90	業務要求水準書(案)	54	第4	7	(1)		大規模修繕業務	本施設のうち「建築設備」の法定耐用年数経過後の更新は大規模修繕と考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
91	業務要求水準書(案)	54	第4	7	(1)		大規模修繕業務について	大規模修繕業務の業務対象施設として、「屋上防水及び建物外壁等」とありますが、この「等」の具体的な内容についてご教示ください。	「等」は削除します。
92	業務要求水準書(案)	54	第4	7	(1)		大規模修繕業務	本施設のうち「建築設備」の経常修繕業務と大規模修繕の区分定義についてご教示ください	入札公告時に示す予定です。
93	業務要求水準書(案)	54	第4	7	(2)		大規模修繕業務、業務範囲	「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施すること、とありますが、最新版とは、平成17年版ですか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
94	業務要求水準書(案)	54	第4	7	(2)		大規模修繕業務、業務範囲	屋上防水及び建物外壁に使用する部材の種類に応じて「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施すること、とありますが、シールは15年で計画更新となっていますが、面による劣化状態によって、部分打ち替えしてもよろしいと理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
95	業務要求水準書(案)	54	第4	7	(2)		大規模修繕業務の対象	大規模修繕業務は屋上防水及び建物外壁等以外は県負担とありますが、設備機器については、大規模修繕と経常修繕の定義が明確になっておりません。公平な競争環境の下、各社が同条件で事業費を算出する上で重要になりますので、大規模修繕の対象範囲を具体的にご教示ください。 例えば、設備機器については、どの範囲までが大規模修繕(県負担)となるかを詳細にご教示ください。	設備更新についても大規模修繕と位置づけ、業務の範囲や要求水準を業務要求水準書で規定します。
96	業務要求水準書(案)	54	第4	7	(2)		大規模修繕	大規模修繕の定義ですが、業務の対象は屋上防水と建物外壁であり、熱源設備など設備機器の入替え(更新)は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No95をご覧ください。
97	業務要求水準書(案)	55	第4	7	(2)		大規模修繕業務業務の範囲	文中の「譲渡前検査」は、「事業期間終了前検査」と読み換えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
98	業務要求水準書(案)	55	第4	7	(3)		要求水準	「事業期間終了後2年以内に、劣化による本施設等の修繕・更新が必要とされない状態とすること。」とありますが、本規定は、事業期間終了後2年間において、事業者への本施設への保証を求めるものでしょうか？	事業期間終了後の保証は求めません。
99	業務要求水準書(案)	55	第4	7	(3)		大規模修繕業務の要求水準	[事業期間終了後2年以内に・・・状態とすること。]とありますが、この要求水準は、屋上防水・建物外壁のみに適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	設備更新についても大規模修繕業務に位置付けるため、屋上防水・建物外壁以外にも適用されます。
100	業務要求水準書(案)	57	第4	10	(1)		業務の対象	表12中 ごみ処理とは、事業者が当該室等のごみ箱を分別・回収し、ごみ置き場に集積することと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
101	業務要求水準書(案)	57	第4	10	(1)		定期清掃の職員立合い	定期清掃では職員の立会いのもと実施するとありますが、これは、施設の特性上、情報漏洩等に配慮されておられるとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合、常に職員が定期清掃作業に立ち会った状況下で清掃を行うことを意味しているのでしょうか。	いずれもご理解の通りです。
102	業務要求水準書(案)	58	第4	10	(3)	イ	トイレ清掃業務	トイレトペーパー、手洗い石鹸、ごみ袋、汚物用ビニール袋等衛生消耗品使用実績の開示をお願いします。	現運転免許試験場の施設内で使用している年間の消耗品としては、トイレトペーパー約19,000個、石鹸(18kg)6缶、ゴミ袋6,000枚程度の使用実績となっています。
103	業務要求水準書(案)	58	第4	10	(3)	ウ	ごみ処理業務	廃棄物を集積所まで収集・運搬までを事業者が行い、処理場までの運搬・処理は発注者対応と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。業務要求水準書を修正します。
104	業務要求水準書(案)	58	第4	10	(3)	ウ	ごみ処理業務	廃棄物の処分費は発生量の変動リスクは事業者にはコントロール不能でありますので、単価を取り決めた上で発生量に応じて精算いただけたと考えてよいか。	廃棄物の処分は事業範囲には含みません。No103もご覧ください。
105	業務要求水準書(案)	58	第4	10	(3)	ウ	ごみ処理業務	廃棄物の処理費用を本事業に含む場合、最終処分場における引取り単価の変動リスクは発注者で負担すると考えてよろしいでしょうか。極端な変動が発生する可能性もある一方で、この価格変動は特定地域だけで発生することもあり、「毎月労働統計調査」とはリンクしません。	廃棄物の処分は事業範囲には含みません。No103もご覧ください。
106	業務要求水準書(案)	58	第4	10	(3)	ウ	ごみ処理業務	廃棄物の排出量実績を種別の開示をお願いできないでしょうか。	廃棄物の処分は事業範囲には含みません。No103もご覧ください。
107	業務要求水準書(案)	58	第4	10	(3)	ウ	ごみ処理業務	廃棄物処理法第7条第14項において、一般廃棄物処理の再委託は禁止されています。しかしながら、本要求水準書の規定を適用した場合、ごみ処理業務は、県→SPC→処理業者という再委託関係が生じることが予想されます。そのため、民間事業者の業務範囲は、施設内でごみの分別・回収のみとし、ごみ処理は別途県が委託するとの理解でよろしいでしょうか。	No103をご覧ください。
108	業務要求水準書(案)	58	第4	10	(3)	ウ	ごみ処理業務	ごみ処理業務は、ごみの最終処分は業務に含まれないと理解で宜しいでしょうか。(敷地内のごみ置き場までの運搬が業務範囲と理解してよろしいでしょうか)	No103をご覧ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
109	業務要求水準書(案)	58	第4	11	(1)		駐車場管理業務 業務対象施設	駐車場(有料)の料金徴収代行業務の具体的な内容をご教示ください。	1日の徴収金額を集計し、県へ直接引き渡すことを想定しています。入札公告時に示す予定です。
110	業務要求水準書(案)	59	第4	11	(2)		業務の範囲・要求水準	駐車場の利用者の誘導、盗難等の犯罪及びいたずらに対する保安対策、料金徴収代行業務などは警備関連業務とも思われますが、業務の対象に警備監視業務が含まれていませんので、警備業法に該当しない業務内容と考えてよろしいでしょうか。	資料31、p2、第5(3)のとおり、警備業法に基づく交通誘導警備業務の資格を有する管理員の配置を求めます。
111	業務要求水準書(案)	58	第4	11	(2)		業務の範囲・要求水準	駐車場管理を実施する運営企業が警備業第4条に基づく認定を有していれば、契約当事者であるSPCは当該認定を受ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。	No110をご覧ください。
112	業務要求水準書(案)	59	第4	12	(1)		業務対象施設	一般備品管理業務で行う修繕・更新等の対象は資料29「調達備品リスト」に記載の「●」が付されている備品に限定されておりますが、点検・保守・経常修繕業務で行う経常修繕の対象は「本事業により整備する什器・備品等」とされ、特段限定されておられません。保守・修繕・更新の対象什器・備品は、資料29に記載の「●」が付されている備品に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	No81をご覧ください。
113	業務要求水準書(案)	59	第4	12	(2)	ウ	一般備品管理業務	一般備品管理業務は実施方針修正箇所(新旧表)では維持管理業務の対象外になっていますが、維持管理業務の対象ということよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
114	業務要求水準書(案)	60	第5	1			総合案内業務の業務体制	総合案内業務に従事する案内員の配置に関しては記載がないようですが、案内員の配置人数、時間、他業務との兼務に関しては提案によると考えてよろしいですか。	業務時間は資料32の第5に規定の通りです。必要配置人数は2名とし、他業務との兼務は認めない予定ですが、入札公告時に示す予定です。
115	業務要求水準書(案)	60	第5	1	(3)		総合案内業務の要求水準	交通安全PR業務で配布するポスター・チラシ等は、県から支給されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
116	業務要求水準書(案)	60	第5	1	(3)		総合案内業務の内容	交通安全PR業務に「ポスター・チラシ等の配布による交通安全PR活動」とありますが、県にてポスター・チラシの作成・費用負担をされるとの理解でよろしいでしょうか。	No115をご覧ください。
117	業務要求水準書(案)	60	第5	1	(3)		総合案内業務の要求水準	要求水準書(骨子)にあった「来場者の誘導」、「申請書の発行支援」は、要求水準から除外されたとの理解でよろしいでしょうか。	来場者の誘導や申請書の発行支援も要求水準に含む予定です。要求水準の詳細は入札公告時に示す予定です。
118	業務要求水準書(案)	61	第6	4			貸付料の徴収	貸付面積割合に関して、計算上の分母となる面積の定義と、分子となる貸付面積の定義を、詳細にお示し下さい。	入札公告時に示す予定です。
119	業務要求水準書(案)	61	第6	4			貸付料の徴収	建物本体の台帳価格の算出方法についてご教示ください。	入札公告時に示す予定です。
120	業務要求水準書(案)	61	第6	4			貸付料の徴収	敷地の台帳価格の算出方法についてご教示ください。	入札公告時に示す予定です。
121	業務要求水準書(案)	61	第6	4			貸付料の徴収	建物1棟の一部の貸し付けの場合、貸付料の目安(㎡当り等)をご提示下さい。	入札公告時に示す予定です。
122	業務要求水準書(案)	61	第6	4			貸付料の徴収	建物本体の台帳価格(建築価額)は、本館棟のみの建築価額との理解でよろしいでしょうか。また敷地の台帳価格についてお示し下さい。	入札公告時に示す予定です。
123	業務要求水準書(案)	61	第6	4			貸付料の徴収	表14の計算方法で算出された貸付料は、年額との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
124	業務要求水準書(案)	61	第6	4			貸付料	貸付料の計算方法にある「台帳価格」をご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
125	業務要求水準書(案)	62	第6	6	(1)		飲食喫茶施設の運営業務	事業期間終了時に厨房機器等の撤去が義務付けられておりますが、原状回復のレベル感をお示し下さい。	原状回復内容については、躯体・外装(サッシ、ドア等は除く)及びインフラの一次供給(電気工事は一次盤まで)を除く全てを考慮しております。
126	業務要求水準書(案)	62	第6	6	(1)		飲食喫茶施設の運営業務	厨房機器は、「事業期間終了時に撤去すること」とありますが、撤去は事業期間満了後のいつまでに撤去するのかご教示ください。また、原状回復内容についてご教示ください。	2週間程度を考慮しておりますが、協議のうえ決定します。No125もご覧ください。
127	業務要求水準書(案)	62	第6	6	(1)		厨房機器等	厨房機器等は事業者が調達・設置とありますが、内装工事は事業費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	附帯事業に係る内装工事については、事業費には含まれません。
128	業務要求水準書(案)	63	第6	6	(2)		売店設備等	売店の設備・備品・機器等は事業者が調達・設置とありますが、内装工事は事業費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No127をご覧ください。
129	業務要求水準書(案)	63	第6	6	(2)		売店の運営業務	売店の設備・備品・機器等は、「事業期間終了時に撤去すること」とありますが、撤去は事業期間満了後のいつまでに撤去するのかご教示ください。また、原状回復内容についてご教示ください。	2週間程度を考慮しておりますが、協議のうえ決定します。原状回復内容については、躯体・外装(サッシ、ドア等は除く)とインフラの一次供給(電気工事は一次盤まで)を除く全てを考慮しております。
130	業務要求水準書(案)	63	第6	6	(3)		自動販売機による飲食物の販売業務	自動販売機は、「事業期間終了時に撤去すること」とありますが、撤去は事業期間満了後のいつまでに撤去するのかご教示ください。また、原状回復内容についてご教示ください。	事業契約期間終了時まで撤去してください。原状回復については、自動販売機及びゴミ箱の撤去です。
131	業務要求水準書(案)	63	第6	6	(4)		各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務	無人撮影機は、「事業期間終了時に撤去すること」とありますが、撤去は事業期間満了後のいつまでに撤去するのかご教示ください。また、原状回復内容についてご教示ください。	事業契約期間終了時まで撤去してください。原状回復については、無人写真撮影機の撤去です。
132	業務要求水準書(案)	64	第6	6	(5)		事業者からの提案による本施設に有用な業務(任意提案)	設備・備品・機器等は、「事業期間終了時に撤去すること」とありますが、撤去は事業期間満了後のいつまでに撤去するのかご教示ください。また、原状回復内容についてご教示ください。	2週間程度を考慮しておりますが、協議のうえ決定します。原状回復内容については、躯体・外装(サッシ、ドア等は除く)とインフラ及び一次供給(電気工事は一次盤まで)を除く全てを考慮しております。
133	業務要求水準書(案)	64	第6	6	(5)		任意提案について	附帯事業(任意提案)を、第二事業用地を利用して行うことは出来ないのでしょうか。	ご理解の通りです。
134	要求水準書(案)資料4						地質調査について	受領しました地質調査は、箇所数が限られており、敷地の中心部等のデータも確認できません。受領しました地質調査以外の調査データは無いという理解でよろしいでしょうか。また、今後、地質調査をされるご予定はありますでしょうか。	開示したもの以外にデータはありません。また、今後調査する予定はありません。
135	要求水準書(案)資料10	6					保安休憩室	中央監視業務実施の人員が日中に更衣室・休憩場所として使用することは可能でしょうか。	不可とします。
136	要求水準書(案)資料10	7					自販機コーナー 自動写真撮影機コーナー	行政財産貸付料は、コーナー全体の床面積ではなく、自動販売機等を設置した床面積のみに掛かるとの理解でよろしいでしょうか。他の階にあるコーナーも同様です。	自動販売機については、機械及びゴミ箱、自動写真撮影機については機械の床面積(投影面積)となります。
137	要求水準書(案)資料10	7					飲食喫茶施設	飲食喫茶施設のうち、利用者が無料で利用できる飲食・喫茶スペースは、行政財産貸付料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
138	要求水準書(案)資料10	7、9					暗証番号入力エリア、IC免許記載内容確認エリア	2階、3階の暗証番号入力機及びIC免許記載内容確認機の設置台数をご提示頂けますでしょうか。	2階の暗証番号入力機は、総合案内近くに10台、写真撮影室付近に1台、更新時講習終了後の動線内に確認端末を6台想定しています。3階には、暗証番号入力機を写真撮影室付近に2台、免許交付後の動線内に2台想定しています。ただし、機器の変更や業務改善等の理由からにより変動することがあります。
139	要求水準書(案)資料10	14					コース	第二事業用地1Fのコース関係は、間取りが固定となっております。諸室レイアウト参考図がありませんが、今後示されとの理解でよろしいでしょうか。また、資料の公表時期をご教示ください。	入札公告時まで示す予定です。
140	要求水準書(案)資料10						天井高	各階諸室の天井高についての仕様がありませんが、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	利用者の快適性及び業務遂行上、支障のないことを条件とし、事業者提案に委ねます。
141	要求水準書(案)資料10						面積	各諸室の面積において、括弧()付きのものとなないものがあります。この違いについてご教示ください。	括弧()付きの面積は、当該室が属する室における面積の内数を意味します。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
142	要求水準書 (案)資料15	③ ④ ⑤					業務流れ図	(施設)欄の「申請書作成場所」について、必要諸室リストで対応する室をご教示下さい。	総合案内付近を想定しています。
143	要求水準書 (案)資料16-2	1					本館棟1F	1Fの吹抜状の表示は、1Fから見上げた際に2階の床がないことを示すもので、1階の床は存在するとの理解でよろしいでしょうか。	1階の吹き抜けに対する床は、延床面積には含まない想定としております。
144	要求水準書 (案)資料16-2	3					本館棟3F	連絡通路右横の図エリアは何を表わしているのでしょうか。ご教示ください。	吹き抜けを意味します。
145	要求水準書 (案)資料17	1					保有車両一覧	保有車両一覧がありますが、車両の維持管理・更新は県が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
146	要求水準書 (案)資料18	1	1	(6)	エ		1 電話機械設置場所	電話機械室は電話交換室と隣接させないとありますが、どのような理由からでしょうか。	警察電話設備の設置作業時に発生する騒音により、電話交換業務に支障が出る可能性があるため。
147	要求水準書 (案)資料19	1	1	(2)			学科試験・合格発表システム、講習システム 仕様書	多目的室2・3について、ディスプレイを1室あたり2台を設置とありますが、他の200席ある部屋については、1室あたり4台を設置とあります。ディスプレイの設置台数について、再確認ください。	多目的室2と3は、可動間仕切りにより分割した後の1室あたり2台のディスプレイを設置してください。
148	要求水準書 (案)資料19	1	1	(6)			学科試験・合格発表システム、講習システム 仕様書	講習室8・9について、ディスプレイを1室あたり2台を設置とありますが、他の200席ある部屋については、1室あたり4台を設置とあります。ディスプレイの設置台数について、再確認ください。	試験室8と9は、可動間仕切りにより分割した後の1室あたり2台のディスプレイを設置してください。
149	要求水準書 (案)資料19	1	1	(7)			学科試験・合格発表システム、講習システム 仕様書	多目的室には、本項で指定している端末装置の設置は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	必要とします。資料19を修正します。
150	要求水準書 (案)資料19	1	1	(8)			学科試験合否データ	「学科試験合否データは、外部記録媒体等を介して」とありますが、具体的な記録媒体の仕様を提示頂けますでしょうか。また記録媒体に記録されているデータの形式(CSV等)も提示頂けますでしょうか。	記録媒体はUSB等とし、データ形式はテキストファイル形式を想定しています。
151	要求水準書 (案)資料19	1	1	(14)			学科試験・合格発表システム、講習システムの表示コンテンツ	「各表示コンテンツは、発注者が指示した各表示内容について50種類以上作成すること」という意味は「発注者が指示した場合は上限なく作成すること」ではなく「発注者の指示する表示コンテンツ50種類程度を作成すること」と理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
152	要求水準書 (案)資料19	1	1	(14)			表示コンテンツの作成	表示コンテンツの作成は、事業者の業務に含まれるように読み取れますが、要求水準書(案)には記載がありません。事業者の業務には含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲に含まれます。
153	要求水準書 (案)資料21	1					セキュリティの考え方	非接触型カードの発行管理は発注者にて行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
154	要求水準書 (案)資料21	1					セキュリティの考え方	非接触型カードの初期枚数は何枚必要でしょうか。	No41をご覧ください。
155	要求水準書 (案)資料21	1					セキュリティの考え方	クラス3に設置する生体認証の読み取り対象は指紋、手のひらどちらでも宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
156	要求水準書 (案)資料21	1					セキュリティの考え方	非接触カードは個人に紐づくIDカードとするのでしょうか。	ご理解の通りです。
157	要求水準書 (案)資料22	1	1	(9)			広報時の音声	「広報時には必要により同時に音声流せること。」とありますが、窓口表示システムに接続するスピーカーを用意するとの理解でよろしいでしょうか。また広報とは誰から誰に対し、広報することを想定していますでしょうか。	窓口表示システムに接続するスピーカーを用意するとのご理解の通りです。県から来場者に対し、広報することを想定しています。
158	要求水準書 (案)資料22	1	1	(10)			窓口表示システムの表示コンテンツ	「各表示コンテンツは、発注者が指示した各表示内容について50種類以上作成すること」という意味は「発注者が指示した場合は上限なく作成すること」ではなく「発注者の指示する表示コンテンツ50種類程度を作成すること」と理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
159	要求水準書 (案)資料22	1	1	(10)			表示コンテンツの作成	表示コンテンツの作成は、事業者の業務に含まれるように読み取れますが、要求水準書(案)には記載がありません。事業者の業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲に含まれます。
160	要求水準書 (案)資料22	1	1	(17)			緊急情報コンテンツ	「緊急情報コンテンツ表示ができること」とありますが、緊急情報コンテンツとは、具体的にはどのようなコンテンツを想定されておりますでしょうか。またコンテンツ自体は県から提供されるものとの理解でよろしいでしょうか。	緊急情報コンテンツとは、災害情報等を想定しています。提供については、ご理解の通りです。
161	要求水準書 (案)資料23	1	1	(3)			表示内容の変更	案内表示システムの表示内容の変更は発注者側対応すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
162	要求水準書 (案)資料23	1	1	(9)			広報時の音声	「音声ファイルの再生ができること。」とありますが、案内表示システムに音声ファイル再生ソフトを組み込み、システムに接続するスピーカーを用意するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
163	要求水準書 (案)資料23	1	1	(12)			緊急情報コンテンツ	「緊急情報コンテンツ表示ができること」とありますが、緊急情報コンテンツとは、具体的にはどのようなコンテンツを想定されておりますでしょうか。またコンテンツ自体は県から提供されるものとの理解でよろしいでしょうか。	緊急情報コンテンツとは、災害情報等を想定しています。コンテンツについては県から事業者に提供されるのご理解の通りです。
164	要求水準書 (案)資料23	1	1	(13)			案内表示システムの表示コンテンツ	「表示コンテンツは、30式以上作成すること」という意味は「発注者の指示する表示コンテンツ30式程度を作成すること」と理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
165	要求水準書 (案)資料23	1	1	(13)			表示コンテンツの作成	表示コンテンツの作成は、事業者の業務に含まれるように読み取れますが、要求水準書(案)には記載がありません。事業者の業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲に含まれます。
166	要求水準書 (案)資料24						利用者数	「往路、復路を合計した利用者数を示す」とありますが、例えば往路のみは表記の1/2と考えて宜しいでしょうか。	概ね1/2程度と想定しています。
167	要求水準書 (案)資料29-1						一般備品管理対象	液晶ディスプレイやシステム以外の一般備品は、点検・保守管理のみを実施し、更新・修繕は県負担で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	更新・修繕も事業範囲に含まれます。
168	要求水準書 (案)資料31	1	第4	(2)			使用料徴収	精算機内の現金については精算機から取出す時間帯は翌朝でも問題ないでしょうか。	原則として当日とし、土、日及び祝日については翌営業日でも可とします。
169	要求水準書 (案)資料31	1	第4	(2)			使用料徴収	納付先口座の銀行名の開示をお願いできないでしょうか。	銀行振り込みは不要です。No109もご覧ください。
170	要求水準書 (案)資料31	1	第4	(2)			使用料徴収	徴収した使用料の県への引渡し方法・時期等の記載がありません。ご教示ください。	No109をご覧ください。
171	要求水準書 (案)資料31	2	第5	(1)			管理員	管理員を4名配置することとありますが、繁閑に係わらず常時4名配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
172	要求水準書 (案)資料32	1	第4				業務内容	現在の総合受付の体制(人数等)をご教示ください。	2名で対応しています。
173	要求水準書 (案)用地実測図						試験場駐車場	第一事業用地南東部の試験場駐車場及びその東側用地の測量情報(地積及び高低)が見受けられませんが、提供頂けませんでしょうか。	これまで公表した資料以外には提供できるものではありません。
174	実施方針修正箇所	1	1	2	1	(1) カ (イ)	g 一般備品管理業務	今般、「g.一般備品管理業務」が削除されていますが、業務要求水準書(案)p59には記載がございます。特定事業の内容から削除した理由をご教示願います。	実施方針修正箇所の誤植です。一般備品管理業務も事業範囲に含みます。
175	実施方針修正箇所	1	1	2	1	(1) カ (イ)	g 一般備品管理業務	新では、「g 一般備品管理業務」が削除されていますが、要求水準書(案)には含まれていることから、この修正は誤りでしょうか。	No174をご覧ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
1	特定事業契約書(素案)	3	1章	(1)			維持管理・運営期間	始期は「各施設の引渡し日の翌日」ではないでしょうか。原文ですと、引渡し日が維持管理・運営期間と建設期間の両方に含まれることになります。	始期は「各施設の引渡し日の翌日」に修正します。
2	特定事業契約書(素案)	4	1章	(34)			大規模修繕	質疑回答(要求水準書骨子No.21・23・24・25)に示された通り、外壁に発生する事象に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕には設備の更新も含めることとします。特定事業契約書(案)を修正する予定です。
3	特定事業契約書(素案)	7	2章	6条	1		事業者	SPC設立地について、本館棟竣工までは敷地内工事事務所住所に登記、また、竣工後は本館棟内中央監視室等をSPC事務所として設定することは可能でしょうか。また、後段において可能な場合には、行政財産使用料の負担が生じますでしょうか。	不可とします。
4	特定事業契約書(素案)	7	2章	7条	1		関係者協議会	「関係者協議会設置・運営要綱」のドラフトをお示しいただけませんでしょうか。なお、当該要綱の内容については、事業者側からの意見等も反映していただけるという理解でよろしいでしょうか。	現時点では公表する予定はありません。
5	特定事業契約書(素案)	7	2章	7条	3		関係者協議会	第三者たる「調停人」を立てることに賛同いたしますが、具体的に誰を調停人に立てることをご想定でしょうか。	現時点では特定の調停人は想定しておりません。
6	特定事業契約書(素案)	7	2章	8条	3		本件土地の引渡し	「入札説明書等の記載からその存在が合理的に予測できない地下埋設物」とありますが、現に地中に埋まっている物・量を入札説明書等の記載から正確に予測可能とする考え方自体が合理性を欠いていると思われ(具体的に地下埋設物の物・量ともに明記していただけるのであれば話は別ですが)、際限なく出土するかもしれない埋設物の撤去費用リスクを、かかる曖昧かつ不合理な判断基のもと事業者側が負担することは困難です。「入札説明書等に記載のない地下埋設物」に記載を改めていただけませんか。	原案の通りとします。
7	特定事業契約書(素案)	7	2章	8条	3		本件土地の引渡し	本項に規定する「地下埋設物」の場合もさることながら、それ以外の土地の瑕疵(埋蔵文化財、土壌汚染に加え、地層(岩盤・硬地盤・軟弱地盤・砂層等)、断層、地下水脈、鉱脈、空洞等の形質に関するもの、陥没、隆起、沈下、流動化等の態様に関するもの等を含みます。)についても、その対応につき事業者側に増加費用が生じた場合は当該増加費用を貴県にご負担いただけること、またこれに伴い工期の見直しが必要な場合は適正な工期の見直しを行っていただけることをご確認の上、明記願えませんか。	埋蔵文化財、土壌汚染等の土地の瑕疵に係るリスクは県負担とすることを明記する予定です。
8	特定事業契約書(素案)	7	2章	8条	3		本件土地の引渡し	本項に規定する、貴県による費用のご負担もさることながら、当該措置に伴い工期の見直しが必要な場合は、適正に工期を見直していただけるという理解でよろしいでしょうか。また、その旨を明記願えませんか。	ご理解の通りです。特定事業契約書(案)に明記する予定です。
9	特定事業契約書(素案)	8	2章	8条	4		本件土地の引渡し	増加費用のご負担のみならず、適正な工期の見直しも行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。また、その旨を明記願えませんか。	ご理解の通りです。特定事業契約書(案)に明記する予定です。
10	特定事業契約書(素案)	8	2章	9条			許認可、届出等	「許認可は、事業者がその責任及び費用において取得・維持し…」とありますが、実施方針に関する質問回答書No72、No74において、許認可についてのリスク負担については、事業者の帰責事由による場合を除き、県負担とあります。つきましては、特定事業契約書(素案)第9条について、質問回答に沿った形に修正いただけますでしょうか。	特定事業契約書(案)にて修正する予定です。
11	特定事業契約書(素案)	9	2章	11条			増加費用又は損害の負担	末尾の括弧書きは、事業者が生じた増加費用又は損害のうち、事業者が善管注意義務を怠ったことに起因する増加費用又は損害の部分に関しては貴県ご負担の対象とはならないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	特定事業契約書(素案)	10	2章	15条			労働関係法規の遵守	事業者(SPC)には、業務委託先企業への指揮命令権はありません。本条項は、業務委託先企業が遵守するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	特定事業契約書(素案)	10	2章	16条			配送方法等	必ず低公害車を使用とありますが引越し支援業務を含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	特定事業契約書(素案)	10	2章	16条			配送方法等	低公害車の定義について九都県市指定低公害車等とありますが等とはどのようなものを指すかご教示ください。	国交省認定低排出ガス車の指定証(ステッカー)が貼付されている車両を指します。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
15	特定事業契約書(素案)	11	3章	17条	2		業者調査への協力	「この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。」との記載がございますが、事業終了年度から6年間に亘り、SPCを存続させる必要があります、SPCの管理費用(税理士費用、経理財務等)が発生します。事業者とは、構成員もしくは協力会社の各企業との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	特定事業契約書(素案)	11	2章	17条	2		業者調査への協力	「終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間」とありますが、SPCは6会計年度の間、解散できないのでしょうか。	No15をご覧ください。
17	特定事業契約書(素案)	11	2章	17条	2		業者調査への協力	「この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、」とありますが、事業者としてSPCをこの時点まで解散せずに置いておくということでしょうか。または、代表企業等の連絡先を確実にしておくということでしょうか。	No15をご覧ください。
18	特定事業契約書(素案)	11	3章	17条	2		業者調査への協力	2項で「事業者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。」とありますが、契約終了後も6年間はSPCを解散することができないということでしょうか。	No15をご覧ください。
19	特定事業契約書(素案)	11	3章	18条			全体スケジュール表	「全体スケジュール表を作成し、本契約締結以後、速やかに県に提出」とありますが、本契約締結とは、H27年7月に予定している特定事業契約締結のことでしょうか。	ご理解の通りです。
20	特定事業契約書(素案)	11	3章	19条	2		本施設の設計	「全体スケジュール表において設計に着手する日とされた日の21日前までに」とありますが、構成員又は協力企業へ委託する等の届出はこの限りでないとの理解で宜しいでしょうか。	構成員又は協力企業へ委託する等の届出も21日前までの提出を求めます。
21	特定事業契約書(素案)	12	3章	20条	1		県の請求又は承諾による設計図書の変更	「県は、事業者から提出された書面を検討のうえ工期又は工程、＜中略＞決定する。」とありますが、決定に当たり事業者側と十分にご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、その旨を明記願えませんか。	ご理解の通りです。特定事業契約書(案)に明記する予定です。
22	特定事業契約書(素案)	12	3章	20条	1		県の請求又は承諾による設計図書の変更	「地下埋設物」に限らず、その他の土地の瑕疵(埋蔵文化財、土壌汚染に加え、地層(岩盤・硬地盤・軟弱地盤・砂層等)、断層、地下水脈、鉱脈、空洞等の形質に関するもの、陥没、隆起、沈下、流動化等の態様に関するもの等を含みます。)についても設計変更の原因として考えられるのではないのでしょうか。また、その旨を明記願えませんか。	埋蔵文化財、土壌汚染等の土地の瑕疵についても設計変更の原因と考えられます。特定事業契約書(案)に反映する予定です。
23	特定事業契約書(素案)	12	3章	20条			県の請求又は承諾による設計図書の変更	1項に「県は、自らの要求に基づき本施設の設計図書を変更することにより事業者に合理的な増加費用が発生するときは、その増加費用を負担する。」とありますが、「増加費用」の中には設計変更による将来の維持管理費用の増加費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
24	特定事業契約書(素案)	13	3章	21条	1		法令変更による設計図書の変更	不可抗力事由(いずれも工事開始前と工事中とを問わない。)による設計変更の場合も本項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。また、その旨を明記願えませんか。	ご理解の通りです。特定事業契約書(案)に明記する予定です。
25	特定事業契約書(素案)	13	3章	23条	2		施工計画書等	本契約において第20条及び第21条の設計変更、第32条の工事の一時中止の場合を除き、工期の変更に係る規定が無いようですが、それらによらない場合であっても、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の見直しが必要となった場合は、適宜ご協議の上、適正に工期を変更していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	特定事業契約書(素案)	13	4章	24条	2		第三者の使用	ご存じのとおり建設業は重層構造となっております。今後の作業員の不足や不測の事態の対応を鑑みた場合、すぐにでも下請負契約・該当工事着手せざるを得ない場面も想定されます。よって、書面による「21日前」の提出は元請負企業に限定して頂きますようお願いいたします。	「21日前」までの提出の義務付けは、SPCから工事等を直接受託または請負う契約のみを対象とし、それ以外の契約については21日前以降の届け出でも可能とします。
27	特定事業契約書(素案)	14	4章	27条	2		建設に伴う各種調査	「県は当該追加的な費用又は損害を合理的な範囲で負担する。」とありますが、建設期間や事業全体のスケジュールについても変更頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、30条、31条5項、34条も同様との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	特定事業契約書(素案)	14	4章	27条	1		建設に伴う各種調査	事業者による各種調査の結果、本件入札説明書等の記載に無い、又はこれと異なる事実が判明した場合にも本項が適用され、関係者協議会においてご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、その旨を明記願えませんか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
29	特定事業契約書(素案)	15	4章	32条			工事の一時中止	「県は、必要と認めたときには、建設期間若しくは本件工事費を変更することができる。」とありますが、合理的な範囲で期間の延長または工事費の変更が行われるとの理解でよろしいでしょうか。また、施設整備以後の事業スケジュールにも遅れが生じた場合は、その合理的な範囲の増加費用及び損害についても県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	特定事業契約書(素案)	16	4章	33条	1		本件工事中に第三者に生じた損害等	本項に規定する事業者が負担すべき負担は、事業者が法的に負担すべき損害賠償債務に限定されるという認識ですが、同様のご認識でしょうか。	ご理解の通りです。
31	特定事業契約書(素案)	19	4章	42条	5		開業準備	開館準備業務において県職員のトレーニング業務に合理的な範囲で協力すると記載があるが、具体的にどのような内容を想定しているかご教示ください。	機器の操作等を想定しています。
32	特定事業契約書(素案)	19	4章	43条	5		既存施設の解体・撤去	資料と現況の違いにより追加的な費用が発生した場合には、前項の著しく異なるときに限定されずに、合理的な範囲で県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	特定事業契約書(素案)	20	4章	44条			既存施設内の機器・備品等	「県は、既存施設において現在使用している機器・備品等のうち業務要求水準書資料26記載のものについては、事業者がその費用で本施設への移設及び据付を行う。」とありますが、業務の内容は建設業務要求水準にある本館棟への引越し支援業務で、移設及び据付を行うものは資料26ではなく資料29-3の引越し備品リストのことでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。資料番号を訂正します。
34	特定事業契約書(素案)	20	4章	44条			既存施設内の機器・備品等	「業務要求水準書資料26記載のもの」とありますが、資料29-3の誤りではないでしょうか。	No33をご覧ください。
35	特定事業契約書(素案)	20	5章	45条			維持管理・運営仕様書及び事業計画書	「機器の更新又は大規模修繕を行う事業年度の事業計画書については、前年度の7月末までに県に提出し、確認を受ける。」とありますが、毎年長期修繕計画書の見直しは不可欠で、かつ時間がかかるため「前年度の2月末まで」に延ばしていただけないでしょうか。	原案の通りとしますが、7月末以降に県と協議し、見直しすることも可能とします。
36	特定事業契約書(素案)	20	5章	45条	2		事業計画書	「事業者が提案した長期修繕計画に基づき、機器の更新又は大規模修繕を行う事業年度の事業計画書については、前年度の7月末までに県に提出」とありますが、県が実施する大規模修繕に当たる機器の更新等については、予算措置頂き、予防保全的に確実に実施頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	予算の範囲内で実施する考えです。
37	特定事業契約書(素案)	20	5章	46条	3		維持管理・運営支援等業務の遂行	「県は、必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場合に該当するのかご教示ください。	県が実施する業務に変更が生じ、業務内容の変更が必要となる場合等を想定しています。
38	特定事業契約書(素案)	21	5章	46条	3		維持管理・運営支援等業務の遂行	確認済維持管理・運営仕様書の変更はあくまで事業者の提案内容を逸脱しない範囲での変更と認識してよろしいでしょうか。	事業者の提案内容を逸脱しない範囲での変更が基本と考えています。
39	特定事業契約書(素案)	22	5章	47条	3		業務方法等の変更	協議期間を60日に制限すること、発注者が変更額等を一方的に決定することについては、各々の対等な立場における合意に基づくPFI事業契約の主旨に鑑み、適切ではないと思われます。本規定の必要性・合理性に関するご説明をお願いできないでしょうか。	第47条は、法令変更、不可抗力、事業規模の変更又は技術革新等により、業務方法等に変更を要する場合、県と事業者との協議を経た合意による対応を原則としていますが、その重要性に鑑み、協議不調の場合の対応も明確に規定しているものです。そのため、原案の通りとします。
40	特定事業契約書(素案)	23	5章	48条			来場者の行為等による損壊の修繕費用	「当該物品が通常備えるべき強度を備えていない等」との記載がございますが、当該事項は所謂、全事業期間に亘る瑕疵責任との解釈も取れるため、第41条に規定する瑕疵担保責任期間または民法上の瑕疵担保責任期間との整合性につき、ご教示ください。	事業者は、維持管理・運営支援等業務として、本施設等の維持管理・運営支援を行う以上、物品が通常備えるべき強度を備えるよう維持管理を行う必要があり、かかる強度を備えていない場合などは、事業者の責に帰すべき事由がある場合の一例となります。そのため、全事業期間に亘り、事業者が瑕疵担保責任を負うということではありません。
41	特定事業契約書(素案)	23	5章	48条			来場者の行為等による損壊の修繕費用	当該損壊の修繕に要する費用が県負担となった場合、「(但し、第88条の保険契約に係る保険金が支払われる場合は、当該保険金の額を県が負担すべき金額から控除する。)」とありますが、このために以後の保険料の掛け金がアップし事業者負担が増加した場合は、上昇分は県が負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	特定事業契約書(素案)	24	5章	50条	4		維持管理・運営期間中の改良等の工事	本条に規定される県の事由により改良等の工事が行われた場合、維持管理・運営費の増加費用のみならず、新たなリスクが発生する可能性がございます。本施設を改良する場合においては事前に事業者と協議する規定を追記頂けませんかでしょうか。	当該時点に判断します。
43	特定事業契約書(素案)	24	5章	50条			維持管理・運営期間中の工事	県が第三者に発注した工事において改良工事等が実施された部分については、事業者は瑕疵担保責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
44	特定事業契約書(素案)	25	5章	52条	5		附帯事業	附帯事業の一部又は全部を終了する場合、違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	特定事業契約書(素案)	25	5章	52条	5		附帯事業	要求水準書p64の附帯事業(任意提案)の業務要求水準には、附帯事業(任意提案)を終了する場合、代替措置の提案は求められていません。つきましては、本条項についても、同様の内容として頂けますでしょうか。	必須とはしませんが、代替措置の提案を期待します。
46	特定事業契約書(素案)	25	5章	53条	1		貸付料の支払	当該事業年度の貸付料は、翌事業年度に支払う後払いとの理解でよろしいでしょうか。また、貸付料が改定される場合は、事前に協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	貸付料は前払いとします。改定する場合は事前に協議します。
47	特定事業契約書(素案)	25	5章	54条	2		独立採算制	県に支払うべき費用との記載がございますが、費用の内容につきご例示ください。また、費用の見積りに必要であるため、想定される費用金額につきご教示ください。	第1項の電気やガス等の公共料金を想定しています。
48	特定事業契約書(素案)	26	5章	57条			県への報告義務	「附帯事業に関する報告として以下の事項について、毎四半期終了後14日以内に県に報告するものとする。」とありますが、収支状況に関する報告をまとめるのに日数を要するため、期日を延ばしていただけないでしょうか。	30日以内に修正します。
49	特定事業契約書(素案)	29	6章	68条	1 (6)		引渡し前の解除	「本契約第70条3項に違反し」とありますが、条項が正しくないものと思われます。正しい条項をお示し下さい。第69条1項(6)も同様です。	第75条3項に訂正します。
50	特定事業契約書(素案)	29	6章	68条	1 (6)		引渡し前の解除	「本契約第70条第3項」は誤植ではないでしょうか。	第75条3項に訂正します。
51	特定事業契約書(素案)	29	6章	68条	2		引き渡し前の解除	「②別紙15に規定する「本件工事費の対象」にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払う」との記載がございますが、本事業の解除となった場合、SPCとして金融機関のローン調達が困難であるため、県、事業者、金融機関の事前協議の上で支払方法を決定するとして頂けませんかでしょうか。	原案の通りとします。
52	特定事業契約書(素案)	29	6章	68条	4		引渡し前の解除	事業者の債務不履行による契約終了においても、出来形部分については、県の債務不履行・法令変更・不可抗力による契約終了と同じく、県が買い取る事として頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
53	特定事業契約書(素案)	29～31	6章	68～72条			条契約解除時の県の支払方法	『②当該解除の時期に応じた別紙15に規定する「本工事の対象」にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払う』とありますが、この支払方法だと契約解除後も「分割払い」になってしまうので、条項を見直していただけないでしょうか。	原案の通りとします。
54	特定事業契約書(素案)	30	6章	69条	1	(6)	引渡し以降の解除	「本契約第70条第3項」は誤植ではないでしょうか。	第75条3項に訂正します。
55	特定事業契約書(素案)	30	6章	69条	3.4		引渡し以降の解除	第2項の規定があるので「第74条又は」は不要ではないでしょうか。	「第74条又は」は削除します。
56	特定事業契約書(素案)	30	6章	69条	4		引き渡し以後の解除	「②別紙15に規定する「本件工事費の対象」にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払いスケジュールに従って支払う」との記載がございますが、本事業の解除となった場合、SPCとして金融機関のローン調達が困難であるため、県、事業者、金融機関の事前協議の上で支払方法を決定するとして頂けませんかでしょうか。	県が決定する前に、県と事業者が協議する旨を追記します。
57	特定事業契約書(素案)	31	6章	70条	2		県の債務不履行による契約終了	「②当該契約終了の時期に応じた別紙15に規定する「本件工事費の対象」にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払う」との記載がございますが、本事業の解除となった場合、SPCとして金融機関のローン調達が困難であるため、県、事業者、金融機関の事前協議の上で支払方法を決定するとして頂けませんかでしょうか。	県が決定する前に、県と事業者が協議する旨を追記します。
58	特定事業契約書(素案)	31	6章	70条	3		県の債務不履行による契約終了	民法の一般原則に従い、損害賠償の範囲には、事業者自身の損害(逸失利益を含む。)に加え、事業者が各業務委託契約に基づき業務受託者から請求を受けた損害賠償費用等(受託企業に係る逸失利益を含む。)及び融資契約に基づき金融機関に支払うべき損害賠償費用等(ブレークファンディングコスト等の金融費用を含む。)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で、ご指摘のような費用も損害賠償の対象となります。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
59	特定事業契約書(素案)	31	6章	71条			法令変更による契約終了	契約終了に伴い事業者に増加費用が生じる場合は、これを貴県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	別紙7の規定に基づき負担します。
60	特定事業契約書(素案)	31	6章	71条			法令変更による契約の終了	「②当該解除の時期に応じた別紙15に規定する「本件工事費の対象」にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払う」との記載がございますが、本事業の解除となった場合、SPCとして金融機関のローン調達が困難であるため、県、事業者、金融機関の事前協議の上で支払方法を決定するとして頂けませんかでしょうか。	県が決定する前に、県と事業者が協議する旨を追記します。
61	特定事業契約書(素案)	31	6章	72条			不可抗力による契約終了	「②当該解除の時期に応じた別紙15に規定する「本件工事費の対象」にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払う」との記載がございますが、本事業の解除となった場合、SPCとして金融機関のローン調達が困難であるため、県、事業者、金融機関の事前協議の上で支払方法を決定するとして頂けませんかでしょうか。	県が決定する前に、県と事業者が協議する旨を追記します。
62	特定事業契約書(素案)	31	6章	72条			不可抗力による契約終了	契約終了に伴い事業者に増加費用が生じる場合は、これを貴県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	別紙6の規定に基づき負担します。
63	特定事業契約書(素案)	32	6章	73条	3		事業関係終了に際しての処理	その他引継の必要なすべての事項を事業者の費用にて行うと記載がありますが、同条4号に該当する場合を除き事業期間内で十分な引継ができる期間をご用意いただいたうえで、事業期間内にすべての引継が完了すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	特定事業契約書(素案)	32	6章	73条	4		事業関係終了に際しての処置	本契約終了後の業務継続に関しては、合理的な範囲にとどめていただけませんか。解除事由が事業者帰責、法令変更又は不可抗力による場合、通常は業務継続が困難な状況でしょうし、貴県の帰責による場合、事業者が業務を継続しなければならない根拠は見い出せないものと思料いたします。	合理的な範囲に限定します。
65	特定事業契約書(素案)	35	8章	77条	2.3		保証	履行保証保険の付保方式として、建設工事担当企業が事業者との工事請負契約をベースとして規定の保険金額を満足する形式で付保し、第3項に基づく質権を貴県のために設定する方法はお認めいただけるでしょうか。	ご指摘の方法も認められます。
66	特定事業契約書(素案)	37	11章	86条			計算書類等の提出	大会社に準じた・・・とありますが、SPCには会計監査人の設置義務は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
67	特定事業契約書(素案)	39	11章	90条			独占禁止法違反の場合の損害賠償額の予定	「本契約を解除するか否かを問わず」とありますが、解除された場合、事業者は本条規定の賠償金に加えて、第68条及び第69条に規定される違約金を重ねて負担するものではないことをご確認願えませんかでしょうか。	事業者は、本条規定の賠償金に加えて、第68条及び第69条に規定される違約金を重ねて負担するものではありません。
68	特定事業契約書(素案)別紙6	48					不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	1/100を超えた部分の負担は、県が負担するとありますが、施設の一部等が壊れた場合、その修繕等の工事は県がどのようにして行うのでしょうか。	当該時点に判断します。
69	特定事業契約書(素案)別紙6	48					不可抗力	「維持管理・運営支援費相当額の100分の1」は、サービス購入料4は含まないという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料4も含みます。特定事業契約書(案)を修正する予定です。
70	特定事業契約書(素案)別紙6	48					不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	事業者が負担すべき費用の算定は、設計・建設期間中においては同期間にわたる累積として、維持管理・運営期間中においては事業年度期間にわたる累積として、それぞれ計算されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	特定事業契約書(素案)別紙7	49					法令変更による合理的な増加費用及び損害の費用	1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たない際と記載がありますが、これは同一事業年度に限らず全事業期間を通じての増加費用及び損害額が20万円に満たない場合と理解してよろしいでしょうか。	No70をご覧ください。
72	特定事業契約書(素案)別紙7	49					法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	20万円に満たないとありますが、事業期間を通じての金額という理解でよろしいでしょうか。仮に単年度であるとした場合、累計額としてはかなりの金額になるためです。	No70をご覧ください。
73	特定事業契約書(素案)別紙7	49					法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	現実には損害が生じているにもかかわらず、損害金額が20万円に満たないことのみを理由に損害が生じなかったものとみなす根拠が不明ですので、但書は削除願います。	No70をご覧ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
74	特定事業契約書(素案)別紙7	49					法令変更	但し書きで、「1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害額は生じなかったものとみなす。」とありますが、本事業は20年間という長期の契約であるため、20万円以下の事象も複数回重なりと事業者の負担が大きくなります。累計で20万円を超えた場合などは県の負担としていただけないでしょうか。	No70をご覧ください。
75	特定事業契約書(素案)別紙9	51					サービス購入料について	サービス購入料1～4について、工期短縮を行った場合でも、支払期間・支払回数は変更しないとのことですが、この場合、各工事(本館棟・待合棟・雨水貯留槽)にて工期短縮を行った場合、事業終了時期が揃わない可能性が考えられますが、それによろしいでしょうか。	構いません。
76	特定事業契約書(素案)別紙9	52	1	(3)			サービス購入料1-2)	「本館棟への引越し支援業務」がサービス購入料1－(2)の構成要素となっておりますが、サービス購入料1－(1)の構成要素となるべき項目ではないでしょうか。	「本館棟への引越し支援業務」は、本館棟引き渡し後(サービス購入料1-(1)支払開始後)に実施することとなることから、サービス購入料1－(2)の構成要素に含めています。
77	特定事業契約書(素案)別紙9	53	1	(3)			サービス購入料4	「(SPC設立に要する費用はふくまない)」とありますが、「SPC設立に要する費用」は、どのサービス購入料に含めればよろしいでしょうか。	その他事業実施にあたり必要な費用として、サービス購入料1-(1)に含めてください。
78	特定事業契約書(素案)別紙9	53	1	(3)			サービス購入料4	SPC運営経費には、事業者の利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	特定事業契約書(素案)別紙9	53	1	(3)			サービス購入料4	サービス購入料4は、事業開始直後から対価をお支払い頂ける内容となっておりますが、SPC設立に要する費用が、サービス購入料4に含まれない理由をご教示ください。また、SPC設立に要する費用は、サービス購入料1-(1)に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No77をご覧ください。
80	特定事業契約書(素案)別紙9	56	1	(4)	イ	(イ)	サービス購入料2の支払方法	「四半期ごとの支払額は定額とする(大規模修繕業務に係る費用も同様)」とありますが、経常修繕業務や大規模修繕業務の対価は、年度ごとに変動(事業者が提案した計画払い)としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
81	特定事業契約書(素案)別紙9	56	1	(4)	イ	(ウ)	サービス購入料3	運営支援業務に係る対価について、四半期毎の支払額は、提案によっては定額でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	定額とします。
82	特定事業契約書(素案)別紙9	56	1	(4)	イ	(エ)	サービス購入料4	SPC運営経費に係る対価について、四半期毎の支払額は、提案によっては定額でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	定額とします。
83	特定事業契約書(素案)別紙9	58	2	(1)			建設費用の物価変動に伴う改定	公共工事標準請負契約約款等における、いわゆる単品スライド条項、スーパーインフレ条項に相当する規定等、改定対象が残工事に限定されない取扱いもあわせて追加いただけませんかでしょうか。	現時点では原案の通りとする予定です。
84	特定事業契約書(素案)別紙9	58	2	(1)	エ		基準となる指標	物価変動の基準となる指標は、「建設物価」の建築費指数における「事務所」の工事原価としていますが、この指標とされた根拠をお示し下さい。	本事業の工事費との相関性が高いと想定されるためです。
85	特定事業契約書(素案)別紙9	58	2	(2)			建設費用の物価変動に伴う改定	提案書に記載された建設費の総額に(B'/B)の変動率を乗ずるとの理解でよろしいでしょうか。また、解体工事費及び調達備品も対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	(B'/B)の変動率は、サービス対価1-(1)、1-(2)及び1-(3)の別に乗じます。なお、備品調達費は改定の対象となりません。
86	特定事業契約書(素案)別紙9	58	2	(2)	イ		工事着手後	改定の時期は、工事着手から工事完成2ヶ月前までの期間とありますが、当事業は、建設工事が3期に分かれています。この場合の工事着手は、第一事業用地の着工日、工事完成は、第二事業用地(雨水貯留槽等)の完成引渡し日との理解でよろしいでしょうか。	工事期間は、サービス対価1-(1)、1-(2)及び1-(3)の別に設定します。
87	特定事業契約書(素案)別紙9	58	2	(2)	イ		建設費用の物価変動に伴う改定	「3ヵ月以上継続した場合」とありますが、公共工事標準請負契約約款等にもかかる制限は無く、事業者にとって過酷な要件と思われますところ、この制限を撤廃していただくか、あるいは、1.5%のハードルを撤廃していただく等の救済措置をご検討願えませんかでしょうか。	原案の通りとします。
88	特定事業契約書(素案)別紙9	58	2	(2)	イ		建設費用の物価変動に伴う改定	工事着手後の改定において、「改定日は、3ヵ月以上継続したことを県が確認した日とし、3ヵ月前に遡及しない」とありますが、当該3ヵ月の間にも高物価水準の中で工事は進捗し続け、結果として改定対象となる残工事は少なくなります。改定日の遡及をお認めいただくか、あるいは1.5%のハードルを撤廃していただく等の救済措置をご検討願えませんかでしょうか。	原案の通りとします。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
89	特定事業契約書(素案)別紙9	60	3	(2)	ア	(ウ)	金利の改定	基準金利は本館棟・待合棟・雨水貯留槽等、それぞれ違う基準金利で算定することになっております。一方、金利の改定では、サービス購入料1-1)の改定方法しか示されていないものと思われます。サービス購入料1-(2)、1-(3)についても、具体的な金利の改定方法をお示し頂けますでしょうか。	サービス購入料1として、サービス購入料1-(2)と1-(3)も金利改定の対象となります。
90	特定事業契約書(素案)別紙9	60	3	(2)	イ		サービス購入料の改定	サービス購入料2のうち、設備更新に係る費用についても、大規模修繕に近い業務となりますので、サービス購入料の改定の指標について、大規模修繕業務費と同様に、採用指標を「建設物価」(建設物価調査会)/建築費指数/事務所として頂けますでしょうか。	設備更新についても大規模修繕業務に含め、「建設物価」(建設物価調査会)/建築費指数/事務所を改定の指標とするよう見直す予定です。
91	特定事業契約書(素案)別紙10	62	3	(1)	オ		利用者モニタリング	事業者は県に協力するものと記載がありますが、総合案内利用者にアンケート記入を依頼するといった内容と理解してよろしいでしょうか。事業者にて出入口等に人員を配置、声掛けを行いアンケートを記入をお願いする場合特別に人員を手配しなくてはならず事業者の負担となります。	具体的な方法は未定ですが、事業者に多大な負担とならないよう配慮します。
92	特定事業契約書(素案)別紙10	66	3	(2)	ウ		業務水準未達成に係る経済的措置	PPは、別紙9に示すサービス購入料の細目ごとに計上され、減額金額の算出も当該サービス購入料の細目ごとに計算されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
93	特定事業契約書(素案)別紙10	66	3	(2)	ウ		業務水準未達成に係る経済的措置	支払停止措置の対象となるサービス購入料はサービス購入料2及び3に限定され、別紙9に示すサービス購入料の細目ごとに判定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
94	特定事業契約書(素案)別紙13	73	1	(2)			保証	本文第77条第1項によれば、契約保証金は工事期間中だけであり、維持管理・運営期間中は求められていません。別紙13で差入れる保証書では維持管理・運営支援業務に関する保証まで求めているのは、いかなる理由によるものでしょうか。	第77条第1項は、契約保証金の金額として、本件工事費に相当する金額の100分の10に相当する金額以上としています。契約保証金の趣旨は、契約上の義務の履行の担保や損害の補填の手段などにありますので、第77条第1項は、契約保証を工事期間中だけ求めるという趣旨ではありません。
95	特定事業契約書(素案)別紙15	76					引渡し後の解除に係る違約金	引渡し後の解除の違約金は「サービス購入料2、サービス購入料3及びサービス購入料4の前年度支払実績額を加えた実績額の10%」とは、前年度のサービス購入料2、3、4の10%と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
96	特定事業契約書(素案)別紙15	76					引渡し後の解除	引渡し後の解除違約金は、「サービス購入料2・3・4の前年度支払実績額を加えた実績額の10%」とありますが、前年度支払実績額の10%という解釈で間違いないでしょうか。	No95をご覧ください。
97	特定事業契約書(素案)別紙16	48					本件工事費相当額	当事業は、第一事業用地、第二事業用地(待合棟等)、第二事業用地(雨水貯留槽等)に工事が分かれおり、建設期間と維持管理運営期間が重複する時期がありますが、例えば、本館棟引渡後、第二事業用地(待合棟等)整備期間中に不可抗力による損害が発生した場合は、本件工事費相当額は、第二事業用地(待合棟等)と第二事業用地(雨水貯留槽等)の施設整備費となるのでしょうか。	ご理解の通りです。